

山口県報

平成25年
11月12日
(火曜日)

目次

告示
保安林の指定(森林整備課).....



山口県告示第四百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年十一月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字如意ヶ岳二二六五の九、秋芳町別府字瀬羽戸二二四四の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

岩国市周東町三瀬川字角築二二九一の二、二二九一の二、二四〇〇の一

美祢市秋芳町別府字栗ヶ坪二〇七、二二八、二二〇から二二三まで、字下大坪二三

三の二、二三四の二、二三七、字山ノ神二五九の一、二六一、二六二、二六四、二六

四の二、二六五、二六七、二六七の二、二六九、二六九の二、二七二の二、二七二の二、

二七二の二、二七三、二七七六の三、二七七七、二七七九の二から二七七九の四

まで、二七八一、二七八二、二七八三の二から二七八三の三まで、字上大坪二七六、

二八一から二八五まで、二七八五、二七八六、字大坪三一九、三二〇、三二六の一、

三二七、字景清三七一の二、三七二、三七四、三七四の二、三七五の二、三七八、三

七八の一、三七九、一七五八、一七五九の二、一七六〇、一七六一、一七六三の一、

一七六三の二、一七六四、一七六五の二、一七六五の二、一七六六から一七六八ま

で、一七六九の二、一七六九の二、一七七二の二、一七七二の二、一七七二の二、字

兼清三八〇の二から三八〇の三まで、三八一、三八二、三八五、三八六、三八七の

一、三八九、三九〇、二七八九の二、二七九一、二七九二、字相ヶ坪一四四二の一、

字景曾和一四四三の一、一四四三の二、一四四三の四、一四四三の七から一四四三の

九まで、一四四三の一五、一四四三の一七から一四四三の二一まで、一四四四、一四

四五、一四四八、一四五二、一四五二の二、一四五三、一四五六から一四五八まで、

一四六〇から一四六三まで、一四七〇から一四七二まで、一四七四、一四七六、一四

七七、一四七九、一四八一、字三ヶ台一四四三の二八、一四四三の三〇から一四四三

の三三まで、一四四三の三四、一四四三の三五、一四四三の七一、一四四三の七八、

一四四三の七九、一四四三の八〇、一四四三の八三、一四四三の八七、一四四

三の二六、一四四三の二八、字坂ノ上一四八五、一四八五の三から一四八五の五

まで、一四八六、一四八六の二、一四八六の二、字西ノ台一四八七の一八、一四八七

の五七、一四八七の六二、一四八七の六四、一四八七の七三、一四八七の八二、一

四八七の九一、一四八七の九七、字滝ノ上一七五七の二、一七五七の三、一七五

七の四、一七五七の七から一七五七の九まで、字兼清坪三八三八、字北平四九三三、

字北台四九三四から四九三九まで、四九四六から四九四八まで、東厚保町川東字下猿

屋一一五一、一一五三、一一五四の二、一一五五から一一五八まで

二 指定の目的

平成
二十五年
十一月
十二日
印刷
発行

発
行人
所

山
口
県
知
事
庁

三 土砂の流出の防備
指 定 施 業 要 件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)